

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を犯し、又はそのおそれのある行為をせよることみだりに、罰金若しくは監禁をせよ。罰金し、その監禁及び安全を確保することが困難な事例に拘束し、又は罰金監禁が著しく適正を欠いた状態での愛護動物を飼養し、若しくは管理することにより、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、非せつ物の処分した施設又は他の愛護動物の死体が発見された施設であつて自己の管理するものにおいて罰金し、又は懲役することその他罰金の適用を受ける。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は

